

総合評価落札方式に係る手続開始の公示

次のとおり一般競争入札に付します。

令和5年4月13日

支出負担行為担当官

国立療養所宮古南静園 石井 竜男

1. 業務概要

- (1) 工事名 国立療養所宮古南静園災害時緊急避難施設及び外構整備工事
- (2) 工事場所 沖縄県宮古島市平良字島尻888番地
- (3) 工事内容 災害時緊急避難施設工事及び外構工事（建築面積390㎡、延べ面積390㎡）
- (4) 工期 契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで
- (5) 本工事は、「建築工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資化等の実施が義務付けられた工事である。
- (6) 本工事は、簡易な施工計画等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型）の工事である。
- (7) 本工事は、資料提出、入札等を紙入札方式で行う。

2. 入札参加者に要求される資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助者であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 令和3・4年度厚生労働省競争参加資格において、九州・沖縄地域における『「建築一式」』に係る「B」「C」又は「D」等級に格付けされている者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、厚生労働省大臣官房会計課長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 平成19年度以降に、元請として完成・引渡し完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。また、施工実績は施工中のものを除く。）
なお、当該施工実績が厚生労働省及び他省庁が発注した工事のうち500万円を超える請負工事に係る施工実績にあっては、「工事成績評価表」の評定点合計が65

点未満のものを除くこと。

- (ア) RC造平屋、延べ面積300㎡以上の官公庁施設の新築又は増築
- (5) 次に示す事項に対する簡易な施工計画等の技術的所見が適正であること。
 - (ア) 安全管理（資機材搬入など）に対する技術的所見
 - (6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。
 - (ア) 1級建築士又は1級土木施工管理技士又は1級建築施工管理技士の資格を有する者であること。
 - (イ) 平成19年度以降に、上記(4)に掲げる完成・引渡し完了した工事の経験を有する者であること。なお、当該経験が厚生労働省及び他省庁が発注した工事のうち500万円を超える請負工事にあつては、「工事成績評価表」の評定点合計が65点未満のものを除くこと。
 - (ウ) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。
 - (7) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、厚生労働省から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
 - (8) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある業者でないこと。
 - (9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）
 - (10) 沖縄県内に本店、支店その他の営業所（代理店含む）が所在すること。
 - (11) 警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、厚生労働省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
 - (12) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。
 - ① 厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）③船員保険
 - ④ 国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険
 - (13) 厚生労働省から建築一式業務に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。
 - (14) 次の次項に該当する者は、競争に参加できない。
 - (ア) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者
 - (イ) 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者
 - (15) 過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。
 - (16) 競争への参加を希望する者は、別紙1「自己申告書」を令和5年5月18日までに提出すること。

3. 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は、価格及び参加表明書をもって入札をし、次の各要件に該当するものうち下記(2)総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）

の最も高い者を落札者とする。

①入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は設計図書に基づき算出するものとする。ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も良い者を落札者とすることがある。

②落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。

③上記において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を定める。

(2) 総合評価の方法

①評価値の算出方法

評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

評価値＝価格評価点＋技術評価点

②価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は以下のとおりとする。

価格評価点＝(価格評価点の配分点(＝60点))×(1－入札価格／予定価格)

③技術評価点の算出方法

技術資料の内容に応じ、下記1)、2)、3)の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。

1) 資格

2) 技術力

3) 業務実施方針及び手法

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

技術評価点＝(技術評価点の満点(＝60点))×技術評価の得点合計／技術評価の配点合計)

4. 入札手続等

(1) 担当部局

〒906-0003 沖縄県宮古島市平良字島尻888番地

国立療養所宮古南静園 庶務課 会計班

電話0980-72-5321 FAX0980-72-5859

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

入札説明書は、以下の交付場所で交付する。また、データが必要な場合は、上記(1)の担当部局へ連絡し電子メール等で送付する。ただし、入札説明書の郵送又はFAXによる入手申し込みは認めない。

交付期間：令和5年4月13日(木)～令和5年5月8日(月)までのうち、

閉庁日を除く毎日の8時30分～17時までとする。

交付場所：上記(1)の場所

(3) 参加表明書を提出できる者の範囲

参加表明書を提出する時において、上記2.(2)に掲げる一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けている者とする。

(4) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

受領期限：令和5年5月18日(木)17時15分

提出場所：上記(1)に同じ。

提出方法：持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)

(5) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

提出方法：電子調達システムにより提出すること。発注者の承諾を得た場合は令和5年5月23日(火)17時15分まで持参すること。

(郵送の場合の受領期限も上記の日時まで必着とする。)

開札日時：令和5年5月24日(水)13時30分 宮古南静園第三会議室

5. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

(ア) 入札保証金 免除。

(イ) 契約保証金 免除。ただし、付保割合を10分の3以上とする公共工事履行保証証券による保証(かし担保特約を付したのものに限る。)を付すこと。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書、資料及び技術提案書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で上記3(3)の評価方法で決定するものとする。なお、具体的には入札説明書による。

但し、落札者となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最も評価値が高い者を落札者とすることがある。

(5) 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。

(6) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、監理技術者とは別に監理技術者同一の資格(工事経験を除く)を満たす技術者の配置を求めることがある。

(7) 契約書作成の要否 要。

- (8) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無。
- (9) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4(1)に同じ。
- (10) 一般競争参加資格の決定を受けていない者の参加
上記2(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記4(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (11) 技術提案等の内容についてのヒヤリングは原則として行わない。なお、ヒヤリング実施の必要が生じた場合は別途通知する。
- (12) 詳細は、入札説明書による。